

岩手県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
間山皮膚科医院	釜石市中妻町一丁目17番20号	平成22年3月31日
阿部医院	一関市巖美町字沖野々174番地	平成22年4月18日
医療法人社団碧空会おだしま歯科クリニック	北上市九年橋三丁目18番15号サンファミリーミタ 1階A号	平成22年4月30日
鈴木歯科医院	釜石市中妻町三丁目7番10号	平成22年5月9日